沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領

（目的）

第１条　この要領は、本来、当初の契約図書に基づいて施工されるべき建設工事について、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更及びそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

（適用）

第２条　この要領は沖縄県農林水産部で発注する建設工事又は製造に適用する。ただし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する工事等には適用しない。

（用語の定義）

第３条　この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 設計変更

沖縄県建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 18 条及び第 19 条等の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

⑵ 変更契約

設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき、従前の契約の内容を変更するための契約をいう。

⑶ 設計変更審査会

重要な設計変更等に関する審査を行うため、設計変更審査会を置く。

２ 設計変更審査会の構成及び会務は次の各号による。

（１） 審査会は会長及び審査委員をもって構成する。

（２） 会長は出先機関の長とする。審査委員は会長が定める者をもって充てる。

（３） 会長は、審査会の会務を総括する。

（４） やむを得ず会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、審査委員がその職務を代理する。

（５） 審査会は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。

⑷ 重要な設計変更　次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼすもの。

イ 構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要なもの。

ウ 設計変更による概算増減額の累計額が、当初請負代金額の±30％以上又は±9,000 万円以上の変更を行うもの。ただし、当初請負代金額の±30％が 100 万円に満たない場合は 100 万円以上の変更を行うもの。

エ　ウにより変更契約を締結した後、ア又はイ以外の理由による設計変更の必要が生じた場合で、当該変更契約後の設計変更による概算増減額の累計額が、当初請負代金額の±10％以上となる変更を行うもの。ただし、当初請負代金額の±10％が 100 万円に満たない場合は 100 万円以上の変更を行うもの。

⑸ 軽微な設計変更　次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 重要な設計変更に該当しないもの。

イ 前号ア又はイによる重要な設計変更を行い、変更契約を締結した後に、同号ア又はイ以外の設計変更を行う場合で、同号ウに該当しないもの。

ウ 重要な設計変更により変更契約を締結した後、工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または、設計図書（特記仕様書、工事打合せ簿等）で実施数量により精算変更することが示されている設計変更に該当するもの。

⑹ 契約担当者

知事又はその委任を受けて契約を締結する者。本庁にあっては、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（部長、統括監及び課長）、かいにあっては、かい長（センター所長、事務所長等）（以下「かい長」という。）。

⑺ 監督職員

主任監督員、現場監督員を総称していう。

（設計変更の適用基準）

第４条　設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、設計変更はやむを得ないものに限るものとする。

⑴ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合。（これらの優先順位が定められている場合を除く）

⑵ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。

⑶ 設計図書の表示が明確でない場合。

⑷ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。

⑸ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。

（以上、契約書第 18 条（条件変更等）各号による。）

⑹ 新工法の採用又はその他の理由により工法を変更した場合。

⑺ 他事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。

⑻ その他 契約書第 19 条（設計図書の変更）、第 20 条（工事の中止）、第 22 条（受注者の請求による工期の延長）、第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）、第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）等の要因が生じて工期又は請負代金額等に変更が生じる場合。

（設計変更の範囲）

第５条　設計変更により処理できる範囲は、第３条第５号の場合とする。それ以外は原則として別途契約とする。

２ 前項の範囲を超える場合であっても、現に契約している建設工事と分離して施工することが困難な場合で第７条第１項及び第２項により承認を得られたものは、設計変更により処理できるものとする。

（軽微な設計変更の手続き）

第６条　軽微な設計変更を行う場合は、その都度、様式１によりかい長の承認を得て、様式２により受注者と協議するものとする。なお、軽微な設計変更のうちインフレスライド協議の場合は、別紙様式 3-1 注１）、単品スライド協議の場合は、別紙様式４注２）により受注者と協議するものとする。

２ 本庁契約に係る建設工事について、前項に規定する設計変更を行った場合は、様式５によりその都度、本庁主務課長を経由して契約担当者に報告を行うものとする。
３ 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第１項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて第１項の規定を準用し、前項の規定は適用しない。
４ 軽微な設計変更及び契約書第２０条第３項、第２２条及び第２３条に基づき、工期のみの変更を行う場合は上記手続きを省略できるものとする。ただし、年度を跨ぐ工期の変更については省略できない。

（重要な設計変更の手続き）
第７条　やむを得ず重要な設計変更を行う場合には、様式３により設計変更審査会にその適否を諮り、かい長の承認を得るものとする。
　なお、現場の工程、安全確保、環境保全及び経済性等のやむを得ない理由により、変更契約を締結する前に変更箇所の速やかな着手が必要な場合は、変更の承認と併せて設計変更審査会にその適否を諮り、かい長の承認を得るものとする。
２ 本庁契約に係る建設工事については、様式４によりその都度、本庁主務課を経由して契約担当者の承認を得るものとする。
３ 前２項の承認を得た後、様式２（またはインフレスライド協議 別紙様式３－１注１）または単品スライド協議（様式４）注２））により受注者と協議するものとする。
４ 本庁契約本庁監督工事に係る建設工事については、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（請負代金額）に関わらず、主務課長承認（主務課内の設計変更審査会）とする。
　なお、この場合において、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第１項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて第１項の規定を準用し、第２項の規定は適用しない。
　注１）「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（沖縄県土木建築部技術管理課、平成 26 年２ 月）
　注２）「工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル」（沖縄県農林水産部、令和４ 年 10 月）

（契約変更の手続き）
第８条　設計変更が生じた時は、原則としてその都度、様式６、様式７及び様式７の１による変更協議後、遅滞なく変更契約を締結するものとする。ただし、軽微な設計変更については、第６条第１項及び第２項の協議を行ったうえ（第６条第４項において省略を行った場合を除く）で、変更契約の締結を工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあっては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。

（建設工事設計変更に係る監督職員の責務）
第９条　現場監督員は、受注者より契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行った結果、該当する事実の確認を書面により求められた場合は、調査を行い、主任監督員に報告するものとする。主任監督員は必要に応じて設計変更審査会の承認を得た後、現場監督員を通じて確認の結果を書面により受注者と協議するものとする。
２ 現場監督職員自ら契約書第 18 条第１項第１号から第５号に関する事実を発見した場合についても、発注者の発議により同様の手続きを行うものとする。

３ 第６条及び第７条に規定する設計変更の手続きにかかる受注者との協議は、その必要が生じた都度、主任監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認したうえで、必要に応じて設計変更審査会にその適否を諮り、かい長の承認を得た後、書面により現場監督員を通じて行うものとする。
４ 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第３項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて前３項の規定を準用する。

(設計変更に伴う現場の着手)
第 10 条　設計変更に伴う現場の着手については、原則として、第８条に基づく手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。
　ただし、第７条第１項の手続きにより設計変更審査会で変更の承認と併せて変更契約を締結する前に変更箇所の着手を承認されたものについては、第７条第３項の協議により受注者の同意を得た後に、当該変更箇所に着手の指示ができるものとする。
２ 軽微な設計変更に伴うものについては、第２条のただし書きのうち、臨機の措置により緊急に対応する必要のある工事を除き、第６条第１項の手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。
３ 前項における臨機の措置により緊急に対応する必要のある工事について、現場に着手した後、監督職員は速やかにかい長に報告するものとする。
４ 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第３項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて前３項の規定を準用する。
５ 工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または、設計図書（特記仕様書、工事打合せ簿等）で実施数量により精算変更することが示されている設計変更の場合は、前４項の規定は適用しない。

(工期の変更)
第 11 条　削除

（協議開始の日）
第 12 条　契約書第 24 条（工期の変更方法）、第 25 条（請負代金額の変更方法等）で定める「協議開始の日」は原則として本要領各条における契約担当者の承認等の手続きが完了した日以降とし、様式２により受注者と協議した日をもって「協議開始の日」とする。

(変更請負代金額の算出)
第 13 条　変更請負代金額の算出は、次の各号に定めるところによる。
(1) 変更請負工事費は、本工事内訳表（変更）により算出した変更工事価格に変更消費税相当額を加えた額とする。また、変更請負代金額は、変更工事価格に請負比率を乗じた額と変更消費税額を加えた額とする。
(2) 変更工事価格は、10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。なお、別に定めがある場合は、それによるものとする。

(3) 請負比率の積算は次式により算出する。

元契約額 / 元設計額 ＝請負比率

請負比率の少数位は次表による。

変　更　工　事　価　格	最 終 小 数 位
100 万円未満	小数点以下第４位
100 万円以上　　1,000 万円未満	〃　５位
1,000 万円以上　10,000 万円未満	〃　６位
10,000 万円以上 100,000 万円未満	〃　７位

(4) 100,000 万円以上の算出については変更工事価格に請負比率を乗じた額の最終位千円止めに影響ないように少数位を定めること。最終少数位未満切り捨てとする。

（その他）

第 14 条　その他 本要領に定めがない事項については、建設工事請負契約書、共通仕様書等によるものとする。

附則

１　本要領は、平成 25 年６月１日以降予算執行伺いを決裁する工事及び設計変更の手続きを行う工事から適用する。

２　工事設計図書等作成要領（平成 14 年度版）中の「第３章　設計変更要領Ⅱ設計変更に伴う契約変更の取扱要領」は平成 25 年５月 31 日をもって廃止する。

附　則　（平成 25 年 10 月 18 日農総第 620-2 号）

本要領は平成 25 年 10 月 18 日から適用する。

附　則　（平成 28 年 ３月１１日農総第 2342 号）

本要領は平成 28 年 ４月 １日から適用する。

附　則　（令和８年８月３日農総第 763 号）

本要領は令和８年８月２０日から適用する。

附　則　（令和８年１０月２２日農総第 1168 号）

本要領は令和８年１１月１日から適用する。